

指名停止措置について

令和7年9月12日（金）に発生いたしました、桐生市水道局発注工事「桐生市境野町三丁目地内境野水処理センターNo.1 分流最初沈殿池汚泥掻寄機整備工事」における負傷事故について、桐生市請負業者等指名停止審査委員会に諮り、次の通り指名停止措置を行いました。

- 内 容
- 1 指名停止業者
環境システム株式会社
（種別：建設工事及び物品役務）
 - 2 指名停止期間
令和7年9月25日（木） ～ 令和7年10月8日（水） （2週間）



【問い合わせ】
総務部契約検査課
担当 吉田・尾谷
TEL 0277-45-0088